

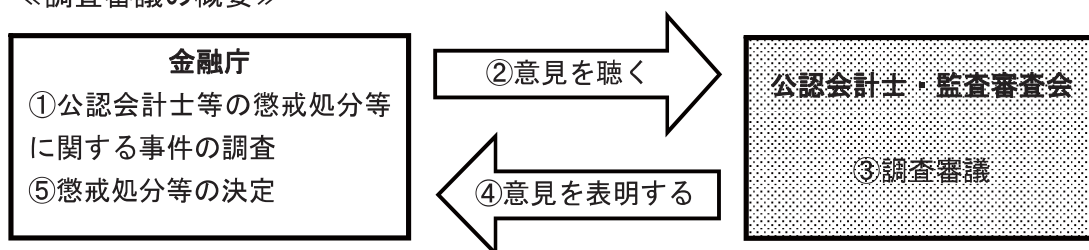
第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 概説

○ 制度の概要

金融庁長官が公認会計士・監査法人に対して懲戒処分等をするときには、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

《調査審議の概要》



（注1）懲戒処分等は、公認会計士・監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、公認会計士等が法等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

（注2）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。なお、審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は、監査法人に対する課徴金納付命令については、審査会に意見を聴くことは要しない。

2. 事案の概要

平成23年度において、審査会で調査審議を行った事案は3件であり、それらの概要は以下のとおりである。

《審議状況》

1.	第181回審査会	(H23. 6. 29)	新日本有限責任監査法人及び公認会計士2名
2.	第182回審査会	(H23. 7. 11)	公認会計士2名（事案2件）

事案 1

ネクストウェア株式会社が作成した財務書類について、証券取引法に基づく監査証明を行った新日本有限責任監査法人（旧法人名：新日本監査法人）及び監査法人の業務を執行する社員として監査証明を行った公認会計士に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 23 年 7 月 7 日に当該監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（１）新日本有限責任監査法人（旧法人名：新日本監査法人）

① 処分内容

戒告

② 処分理由

当該監査法人については、ネクストウェア株式会社の平成 18 年 3 月期の財務書類に係る監査において、下記 2 名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

（２）公認会計士

① 処分内容

公認会計士 2 名について

業務停止 3 月（平成 23 年 7 月 11 日から平成 23 年 10 月 10 日まで）

② 処分理由

上記 2 名は、ネクストウェア株式会社の平成 18 年 3 月期の財務書類に係る監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

事案 2

税理士法第 45 条第 1 項及び第 46 条の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士 1 名に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 23 年 7 月 19 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

① 処分内容

業務停止 3 月 (平成 23 年 7 月 25 日から平成 23 年 10 月 24 日まで)

② 処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 45 条第 1 項及び第 46 条の規定に基づく税理士業務の停止 (1 年) の処分を受けた。

この事実は、法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 3

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士 1 名に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 23 年 7 月 19 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

① 処分内容

業務停止 1 月 (平成 23 年 7 月 25 日から平成 23 年 8 月 24 日まで)

② 処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づく税理士業務の停止 (1 年) の処分を受けた。

この事実は、法第 26 条及び法の一部を改正する法律による改正前の法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。